

制限付き一般競争入札の実施について  
(1-2 小型低床ノンステップバスの調達)

津山市長 谷口圭三

制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び津山市契約規則（平成6年津山市規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

1 調達件名、内容及び数量他

- |             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 入札番号    | 1-2                           |
| (2) 品名      | 小型低床ノンステップバス                  |
| (3) 数量      | 2台                            |
| (4) 納入期日    | 令和2年9月30日                     |
| (5) 納入場所    | 市の指定する場所                      |
| (6) 開札日時    | 令和元年10月25日 11時から              |
| (7) 開札場所    | 津山市役所 附属棟2階会議室                |
| (8) 入札書提出期限 | 令和元年10月24日 17時まで              |
| (9) 入札保証金   | 免除                            |
| (10) 予定価格   | 37,820,000円（税抜）<br>最低制限価格設定なし |

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 本入札に係る入札参加資格申請を行い、参加承認を受けたものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による一般競争入札に参加することができない者に該当しないこと。
- (3) 津山市契約規則第5条の規定による入札者等の制限を受ける者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 津山市指名登録（工事・コンサル）及び津山市指定業者登録（物品・役務）において指名停止（指名保留を含む。以下同じ。）の期間中でないこと。また、津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号。以下「指名停止要綱」という。）及び指名停止要綱に基づく指名停止（指名保留）基準に該当していないこと。なお、公告日から開札日までの間に指名停止の措置を受けた場合並びに指名停止要綱及び指名停止要綱に基づく指名停止（指名保留）基準に該当する場合は、参加資格を失うものとする。
- (6) 岡山県内にて路線バスの点検、整備、修理が可能な体制を有すること。
- (7) 契約締結権を有する事業所（本店、支店、営業所等）を岡山県内に有すること。
- (8) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

### 3 入札に関する条件

- (1) 入札書は所定の日時までに提出すること。
- (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり入札金額が明確であること。また入札金額が訂正されていないこと。
- (4) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

### 4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 宅配便等で津山市が受領した事実の証明が不可能な方法で郵送されたもので津山市財政部契約監理室に送付されたもの
- (2) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの、またはこれを訂正して押印のない入札
- (3) 競争入札参加資格審査の結果、参加資格のない者のした入札
- (4) 虚偽の申請により、資格を得たもののした入札
- (5) 募集要領等により必要書類等の提出を要する旨を定めたものについて、申請書類等及び入札書等にそれが添付されていない入札
- (6) 競争入札に関する条件に違反した入札

### 5 落札者の決定及び契約

- (1) 開札場所において、最低の価格で入札書を提出した業者を落札候補者とする。落札候補者が提示した本体車両及び本体艀装の仕様が津山市のそれを満たしていないと判断される場合は、次点者を落札候補者とし同様の審査をおこなう。
- (2) 開札後、最低の価格を提示した者が2社以上あった場合は、速やかにくじ引きにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札者を決定した時は、直ちにその旨を当該落札者に通知するとともに、契約手続について説明を行う。通知を受けた者は、契約手続について担当職員の指示に従うこと。
- (4) 入札結果は、市のホームページに掲載する。

### 6 その他

- (1) 各社の社名、入札金額、メーカー、型式等は一般公開対象とする。
- (2) 提出された、入札書・内訳書・車両数値表等の諸元表は返却しない。
- (3) 落札者は、すみやかに担当課と協議し、契約書を取り交わすこと。
- (4) 本案件は議決案件であるため、落札者との契約は、議会の同意議決を得るまでの間、仮契約を締結すること。

### 7 契約条項等を示す場所

津山市契約規則については、津山市ホームページの「条例（例規集）検索システム」において閲覧することができる。